延岡市島浦町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集概要

延岡市の島野浦島は、日向灘に位置する周囲 15.5 km、人口 700 人ほどの本市唯一の離島であり、「いわしの舞う島」と呼ばれたほど、昔から網漁が盛んな地域です。

また、日豊海岸国定公園内にある大小の岩礁や海食トンネルなどが織りなす魅力的な景観に加え、海中には世界最大の群落規模を誇るオオスリバチサンゴをはじめ、数百種類のテーブルサンゴが群生し、人気のダイビングスポットとなっているなど、豊富な観光資源も有しています。

そのような島野浦島が近年抱える人口減少・少子高齢化の進展等の課題を解決するための取組として、令和元年度に「島業」推進協議会が開催した「島の活性化につなげるための新規事業を募集するコンテスト」において最優秀賞を受賞したプランによって、令和4年3月に島の魅力の一つである「食」を提供する『満月食堂』がオープンし、島の内外から多くの方にご利用いただいております。

併せて、担い手不足等による地域産業の衰退という課題の解決に資する取組として期待される「特定 地域づくり事業協同組合」の設立に向けた検討も「島業」推進協議会と共に進めています。

『満月食堂』や「特定地域づくり事業協同組合」等による活性化の機運が高まっている島野浦島において、島野浦島ならではの食や体験活動等を通じた知名度の向上や、交流人口の増加が期待される活動に取り組んでいただき、島の将来の地域活動の担い手となっていただける人材を「地域おこし協力隊員」又は「地域おこし協力隊インターン」として募集します。

※『「島業」推進協議会』とは

島浦町の区長や漁業・観光業の関係者、学識経験者等により構成され、島野浦島の活性化に関する施策等について協議・検討を行う協議会。

※『特定地域づくり事業協同組合』とは

地域全体の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境と一定の給 与水準を確保することで、移住・定住を促進するとともに、地域産業の担い手を確保することを目 的とする労働者派遣事業等を行う団体。

2. 活動地域とその魅力・課題

島野浦島(宮崎県延岡市島浦町) ※勤務場所:延岡市役所島浦支所

魅 力

- ・地域の主要産業である漁業や水産加工業
- ・鯛茶漬け(日向めし)をはじめとする郷土料理
- ・『しま山100選』に選ばれた遠見場山
- 世界最大の群落規模のオオスリバチサンゴや熱 帯魚が群れ泳ぐダイビングスポット
- ・釣り、シーカヤック、周遊クルージング等の体験型コンテンツ
- ・『島の宝 100 景』に選ばれた島野浦神社秋季大

課題

- ・急速な人口減少と少子高齢化
- ・担い手の高齢化や人材不足による地域産業の衰 退
- ・来島者 (観光客等) の受入環境整備
- ・島の魅力の発信
- ・観光資源の磨き上げ
- ・活性化に資する新たな事業の創出

3. 業務概要

- (1) 基本的な活動
 - ① 地域資源の魅力発見及び磨き上げ
 - ② 地域のまちづくり支援活動(島内行事への積極的な参加や地域団体への協力)
 - ③ 情報発信等、観光誘客に関する活動
 - ④「島業」推進協議会に関する活動
 - ⑤ 定住に向けた就業・起業に必要な技術・知識の習得
- (2) 専門的な活動
 - ① 満月食堂の運営支援
 - ② 特定地域づくり事業協同組合の設立及び運営支援
- (3) その他、市長が必要と認める活動

4. 募集人員

「地域おこし協力隊員」又は「地域おこし協力隊インターン」のいずれか1名

5. 応募条件

以下の全ての項目に該当する方

- (1) 年齢が18歳以上の方(大学生等を除く。)(男女不問)
- (2) 応募時点で延岡市以外の都市地域に在住している方、又は、延岡市以外で地域おこし協力隊員と して2年以上活動し、かつ解嘱後1年以内の方

※都市地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域をいいます。

- (3) 任用後、活動地域に住民登録を移して居住できる方(地域おこし協力隊員に限る。)
- (4)延岡市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的な活動ができる方
- (5) 隊員の任期終了後に延岡市内に定住し、起業又は就業する意欲のある方(地域おこし協力隊員に限る。)
- (6) 普通自動車免許を有している方
- (7) パソコンやスマートフォンを使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

<地方公務員法>

- 第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に 処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日〔昭和 22 年 5 月 3 日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を 暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 活動時間

- (1) 1日当たり7時間15分(8時30分から16時45分まで。12時から13時までの休憩時間を除く。) として、週4日(水・土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)勤務を基本とします。 ※活動内容によっては、夜間又は休日に活動することもあるため、時間外勤務を命じる場合があります。
- (2) 有給休暇等については、一定の要件を満たした場合に付与されます。

7. 任用形態、任用期間、服務等

- (1) 市の会計年度任用職員 (パートタイム) として任用します。
- (2) 任用日は、令和6年8月1日を予定しています。
 - ①「地域おこし協力隊員」として任用した場合の任用期間は、任用日から令和7年3月31日までとします。ただし、任用日から最長3年間(36か月)まで年度ごとに更新することができますが、市にて判断の上、一定の手続きを経てから更新を行うこととします。
 - また、任用日から約1か月間は研修期間として、市の職員である地域おこし協力隊として必要な知識や心構えをはじめ、延岡市について広く学んでいただくための研修を行います。
 - ②「地域おこし協力隊インターン」として任用した場合の任用期間は、任用日から2か月間とします。任期終了後に「地域おこし協力隊員」として任用を希望する場合、本要項と同様の募集及び 選考を再度行います。
 - また、任用日から約1週間は研修期間として、市の職員である地域おこし協力隊として必要な知識や心構えをはじめ、延岡市について広く学んでいただくための研修を行います。
- (3) 地方公務員法の規定に基づき、任用は条件付きとし、任用後原則1か月を良好な成績で活動した後に正式任用となります。また、一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などの服務上の規定が適用されますので、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8. 報酬等

- (1) 前職の職務経験に応じて、日額9,417円~9,982円の範囲内で基本報酬を支給します。
- (2) 別途、市の条例・規則に基づき、時間外勤務手当や通勤手当(費用弁償)、期末勤勉手当を支給します。

9. 福利厚生等

- (1) 社会保険(健康保険、厚生年金及び雇用保険)に加入します。
 - ※「地域おこし協力隊インターン」として任用した場合は、雇用保険のみの加入となります。
- (2) 市が借り上げる島内の住居に居住していただきます。
 - ※家賃は、一部自己負担となります。引っ越しに係る費用や生活費(食費、光熱水費等)は、全額 自己負担となります。
- (3)活動に必要な車両(軽自動車)、パソコン及び携帯電話は、市が用意します。 ※車両は、私生活では使用できません。自家用車等のご用意をお勧めします。
- (4) その他、活動に必要なものは、必要性を考慮して、予算の範囲内で市が負担します。

10. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和6年5月9日(木)から令和6年7月1日(月)(消印有効)まで郵送で受け付けます。 ※提出された書類は、返却いたしません。

- (2) 提出書類
 - ① 応募用紙(市ホームページからダウンロード可)
 - ② 履歴書(市販のものをご使用ください。)
 - ③ 住民票(応募時点における住所地のもので世帯全員分の写し)※本籍、個人番号は記載不要。
- (3) 提出先

「12. 問い合わせ先」に同じ

(4) 現地視察

応募受付期間中に現地視察を希望される場合は、事前に「12. 問い合わせ先」の担当者までご連絡ください。

※現地視察の参加に要する旅費(交通費、宿泊費等)については、全額自己負担となります。

11. 選考方法

(1) 第一次選考

「10. 応募手続」(2) の提出書類を基に書類審査を行います。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。なお、合格者については、第二次選考に関する詳細も併せてお知らせします。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に延岡市にて面接試験を行います。

※面接試験の参加に要する旅費(交通費、宿泊費等)については、一部補助があります。 選考結果については、第二次選考参加者全員に文書で通知します。

12. 問い合わせ先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 企画部 地域・離島・交通政策課 担当者 野村

TEL 0982-22-7039 (直通) FAX 0982-22-7090

E-mail k-anzen@city.nobeoka.miyazaki.jp